

別紙 3

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の改正案

項 目	現 行	改 正 案
<p>1 訪問看護基本療養費（1日につき）</p> <p>（注の変更）</p> <p>※在宅医療の充実</p>	<p>注4 イについては、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者又は注3に規定する14日を限度として所定額を算定する利用者に対して、必要に応じて1日に2回以上訪問看護を実施した場合は、難病等複数回訪問加算として、所定額に2,500円を加算する。</p>	<p>注4 イについては、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者又は注3に規定する14日を限度として所定額を算定する利用者に対して、必要に応じて1日に2回又は3回以上訪問看護を実施した場合は、難病等複数回訪問加算として、所定額にそれぞれ4,500円又は8,000円を加算する。</p>

別紙 4

老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準の改正案

項 目	現 行	改 正 案
<p>1 老人訪問看護基本療養費（1日につき） （注の変更） ※在宅医療の充実</p>	<p>注4 イについては、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者又は注3に規定する14日を限度として所定額を算定する利用者に対して、必要に応じて1日に2回以上訪問看護を実施した場合は、難病等複数回訪問加算として、所定額に2,500円を加算する。</p>	<p>注4 イについては、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者又は注3に規定する14日を限度として所定額を算定する利用者に対して、必要に応じて1日に2回又は3回以上訪問看護を実施した場合は、難病等複数回訪問加算として、所定額にそれぞれ4,500円又は8,000円を加算する。</p>